類のデ を活用して、控除証明書等の必要書 マイナポー 令和3年1 タを一括取得し、所得税申告 ータル連携が から、 マイナポ

交付は17時まで行っております。)

開設日初日(2月16日)

大変混雑することが予想されます

確定申告期限

(3月15日) 間際は、

(作成済みの申告書の受付、用紙のり、16時以前に相談受付を終了するり、16時以前に相談受付を終了するり、16時以前に相談受付を終了する。

書への自動入力が可能となります

用可能です。) 及び「ID・パスワー 加え、「マイナンバー 申告できます。 (平成31年1

スマートフォン・タブレットに最適入、副業等の雑所得がある方等は、 また、給与収入がある方や年金収

したデザインの画面で所得税の由

用紙の交付は行っております。)せんが、作成済みの申告書の受付、

(2月15日以前は開設しており

るべく早めにお越しください

相談受付は16時までですので、

な

なお、

申告会場の混雑状況によ

告書を作成いただけます マ トフォ ンでe T

·月から従来の方式に -カード方式」 ド方式」が利

く)まで申告書作成会場を開設しま

⊛~3月15日

(土・田・碗を除

湯浅税務署では今和3年2月16日

令和2年分申告書作成会場の お知らせ

ことで、税務署に行かずに自宅から 告書等を作成することができ、作成すれば、税額等が自動計算されて申 きますので、 した申告書等をe 画面の案内に従って金額等を入力 是非ご利用ください - Tax送信する

国税庁ホームペー 所得税・消費税・贈与税の申告書 告(e・Tax) ヘージから

国税庁ホームペー

・ジから作成で

お問合せ先▼湯浅税務署 **☎**63.535 税務署からのお知らせ

・カードが必要です。マイナンバードをまだ取得されていない方は、マイナンバー カー ご利用に当たっては、

・してに 医税庁ホームページ「マイナポータルを活用した年本調整及び所得税確定申告の簡便 早めに申請してください。

カ

税理士による地区相談会場のご案内 税理士による確定申告書の書き方等の相談を無料で行います。										
				2月						
開設場所	開設日	8	9	15	16	17	開設時間			
用政场門		月	火	月	火	水				
有田市役所 3階 会議室		•	•				9:30~16:00 (相談受付締切時間15:30)			
有田川町役場 吉備庁舎 4階 会	会議室			•						
湯浅納税協会 3階 会議室							9:30~15:00 (相談受付締切時間14:30)			
有田川町役場 清水行政局 2階	大会議室					•				

※いずれの会場も12時~13時までは相談は行っておりません。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書等の申告書の作成に必要な 書類と筆記用具、印鑑等をご持参ください。

%各会場とも「土地 \cdot 建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っておりませんので、こ れらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

《申告書作成会場および地区相談会場での感染症対策にご協力ください》

- ①確定申告会場の混雑緩和のため、会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があり ます。
- ②ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。(マスクを着用されていない場合、入場をお断り する場合があります。)
- ③咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ④会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

令和3年度 固定資産税・都市計画税 軽減について

お問合せ先▶住民生活課税務係(1・2番窓口) ☎64-1106

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度の固定資産税・都市計画税を軽減する制度があります。

軽減対象

事業用家屋:固定資産税及び都市計画税

償却資産: 固定資産税

令和2年2月~10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入の対前年同期間比	軽減率
30%以上50%未満減少	2分の1
5 0 %以上減少	ゼロ



①事前に 申告書準備

中小事業者等

④申告(2月1日 周まで)

市町村

②確認依頼

申告してください

③確認

認定を受けた税理士、公認会計士、監 查法人、中小企業診断士、金融機関、 商工会、商工会議所、都道府県中小企

認定経営革新等支援機関等

業団体中央会 など

2 次の事項について該当す

事業外収益は含みません。(※)給付金や補助金収入、

ださい。

●中小事業者

個人、

法人)

▼個人については、 であること

7

常時使用する従業員数が

0

00人以下である

ないことを申告書の誓約 関連特殊営業を行ってい でないこと(ウ)性風俗 法人については、 事項で確認を受けてくだ

殊営業を行っていないここと(イ)性風俗関連特 と(イ)大企業の子会社 資本金等要件を満たすこ 確認を受けてください。 とを申告書の誓約事項で 7

3 確認を受けてください

書を発行してもらってください 消

) 等から確認を受けた申告) 認定経営革新等支援機関

▼青色申告決算書·収支内 業用割合 の居住用・事業用割合の訳書等で、特例対象家屋

特例対象家屋の居住用・事

◆申告の流れ |申告書を準備してくださ

●申告書は町ホ たは税務係に用意していま申告書は町ホームページま

す。

事業収入の減少 月~10月までの任意の連会計帳簿等で令和2年2

間と比べて減少している 続する3ヶ ことの確認を受けてくだ (※)の合計が前年同期 月の事業収